

演 題

「最近の日空衛の活動について」

講 師

一般社団法人日本空調衛生工事業協会

専務理事 日比 文男

施工体制台帳の記載事項の見直し等

➤経営審査事項の審査項目及び基準の改正（10月31日）

若年技術者等の育成・確保にW点の加点（最大2点）、評価対象の建設機械の範囲拡大等

3 27年1月30日、「運用指針」を関係省庁連絡会議の申し合わせとして決定。

<主な内容>

➤必ず実施すべき事項

- ・ 予定価格の適正な設定（適正工期を前提）
- ・ 歩切りの根絶
- ・ 低入札価格調査基準または最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ・ 適切な設計変更
- ・ 発注者間の連携体制の構築

➤実施に努める事項

- ・ 工事の性格に応じた入札契約方式の選択・活用
- ・ 発注や施工時期の平準化
- ・ 見積りの活用
- ・ 受注者との情報共有、協議の迅速化
- ・ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

<平準化>

・ 27年3月25日、経営活性化委員会で日空衛会員企業の公共工事・民間工事について着工・竣工時期調査を行い、国交省に報告、説明した。特に、竣工時期の集中が課題と考えられる調査結果（別添2、25頁）。

・ 4月24日、国交省が、休日、作業不能日数の加味などによる適正工期の設定、余裕期間の設定、国庫債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化を直轄工事で行う旨を通知。

<適正工期>

・ 3月27日、官庁営繕部から「営繕工事における工期設定について」通知。直轄営繕工事について、発注事務の各段階で適正工期確保の方策を講ずること、適切な工期変更を行うこと等が示された。

・ 10月21日、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」をHPで公開。直轄工事のみならず、地方公共団体等の発注者を含む公共建築工事全般の考え方として公表したものであり、各種会議などを通じ公共団体等に周知していくとしている。

・ 現在、官庁営繕部では、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（事例解説）

を作成中。近々、公共発注者に周知される見込み。

・ 28年4月28日、日建連が「適正工期算定プログラム」をリリース。5月20日から発売。(P. 18～19参照)

#### <契約方式>

・ 27年5月18日、運用指針において入札契約方式の適用のあり方についてとりまとめることとされていたが、これについて、国交省から「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」が公表された。発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的としたもの。

#### <契約変更>

・ 27年5月28日、品確法による発注者の責務の明確化を受け、日空衛等との意見交換を経て、官庁営繕部が「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」の改正を行った。設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を受発注者がともに十分理解するため策定されたものであるが、今般、指定・任意仮設等の考え方を分かりやすくする等の改正が行われた。今後、地方公共団体にも周知予定。

## 2 社会保険未加入対策

1 国交省に置かれた「建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会」は、23年7月27日にそれまでの検討成果を取りまとめた。

労働環境などの改善に向けた方策として、「保険未加入企業の排除」を掲げ、建設産業全体としての枠組を整備し、実施後5年を目途に、企業単位で加入率100パーセント、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すべきとしている。

- ・ 行政は、建設業許可更新時、公共事業労務費調査時、経営事項審査時、立入検査時における保険加入状況のチェックや指導監督を行う。
- ・ 元請企業については、特定建設業者による下請指導責任及び下請指導内容を明示し、元請企業が、施行体制台帳、作業員名簿等により、下請企業や建設現場の労働者の保険加入状況をチェック・指導し、保険未加入企業を排除していく取り組みを行い、行政は、これら元請企業による下請指導状況をチェックする。
- ・ 下請企業においては、雇用関係にある社員について保険加入を徹底し、請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックする。

2 24年2月23日、国交省検討会で「社会保険未加入問題への対策」を決定。

12 27年1月19日、社会保険未加入対策推進協議会開催。法定福利費を内訳明示した見積書の提出について「下請企業に対する見積条件に明示する」こと等の申し合わせを行う（1月30日、会員に周知）とともに、下請指導ガイドラインの改訂、社会保険未加入対策に関連する各種調査の結果等について報告があった。

13 3月27日、本年8月から国交省直轄工事について、工事規模にかかわらず未加入企業との下請契約を排除する方針が示された（試行）。なお、元請は入札参加資格審査で排除されている。

14 4月10日、経営活性化委員会において行った現時点での社会保険未加入調査の結果をとりまとめた。対象は協力会社。加入率は2年前より各保険について2～3%上昇し、未加入は4～5%。

15 11月18日、理事会において、日空衛・加入促進計画の再改定が承認された。

16 12月18日、社会保険未加入対策推進協議会開催。社会保険未加入対策に関連する各種調査結果について報告されるとともに、協議会としての新たにさらなる取り組みの強化を申し合わせた。

17 28年5月20日、社会保険未加入対策推進協議会開催。28年度が加入促進対策の最終年度となることから、さらに対策の強化を図ることとされ、下請企業への指導強化、公共工事からの社会保険未加入企業の排除（地方公共団体発注工事への拡大、直轄工事での二次下請以下への対策等）等の方針が確認された（別添3、27頁）。

### 3 技能労働者への適切な賃金水準の確保

1 25年3月29日付土地・建設産業局長からの依頼「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を受理。25年度の公共工事設計労務単価が、全国平均で15%の上昇したことを踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について周知徹底を依頼されたもの。

2 7月17日、理事会において、3月の国土交通省通知を会長名で改めて周知することとし、同日付けで会員に対し、会長通知を発出した。

3 26年1月30日、国交省は2月から適用する公共工事設計労務単価を公表。平均で7.1%の上昇となった。



4 27年1月30日、国交省は2月から適用する公共工事設計労務単価を公表。平均4.2%（平均：配管工1.1%、ダクト工2.1%、保温工5.5%）の上昇となった。

⑤ 28年1月20日、国交省は2月から適用する公共工事設計労務単価を公表。平均4.9%の上昇となった。（平均：配管工1.9%、ダクト工1.7%、保温工0.4%）

参考：H24年比（全国平均）34.7%、ピーク時H9年の約93%

配管工22.0%、ダクト工26.0%、保温工31.0%

#### 4 人材の確保・育成への対応

1 26年4月4日、政府が関係閣僚会議において、「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」を発表。建設分野の技能実習制度について、2020年までの特例制度として、実習期間終了後、継続の場合、最長2年間延長、また、再来日の場合、2～3年の建設業務への従事を認めることとした。

2 6月4日、法改正に伴う国土交通省建設業課長通知を発出。特に、建設業者及び建設業団体の責務として、担い手育成・確保、施工技術の確保に努めるものとされ、担い手育成・確保については、

- ①技能労働者等に対する講習・研修の実施等の人材育成
  - ②適切な賃金支払いや社会保険加入の徹底等の就労環境の整備
  - ③下請請負代金の適切な設定、支払い等元請下請取引の一層の適正化
  - ④広報等による若年者や女性の入職促進
- 等に努めるよう求められている。

3 6月26日、国土交通省・建設産業活性化会議の中間とりまとめが行われた。担い手の確保・育成を図るため、技能者の処遇改善、若手の早期活躍の推進、将来を見通すことのできる環境改善、教育訓練の充実強化、女性の更なる活躍の推進に取り組むこととされた。併せて、建設生産システムの省力化、効率化、高度化に取り組むこととされた。

4 8月7日、建設産業活性化会議において、「建設業の総合的な人材確保・育成対策」工程表第1弾が公表された。

5 8月22日、国土交通省と建設業5団体（日建連、全建、全中建、建専連、全国建産連）において、女性技術者・技能者を5年以内に倍増すること等を盛り込んだ「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」がとりまとめられた。

6 27年2月12日、国土交通省・建設産業活性化会議において、「建設業の総合的な人材確保・育成対策」工程表第2弾が公表された。第1弾のフォローアップ。

8 5月19日、建設産業活性化会議を開催。27年度における官民による重点的な取組事項を中心に検討。

#### < 日空衛の取り組み >

##### (人材委員会)

- ・26年4月18日、委員所属各社が人材確保・育成のために取り組んでいる事例の収集を行った。
- ・7月22日、人材委員会においてはリクルートPRビデオの作成と取り組み事例の紹介、先行的に行うこととしこととした。

##### (人材確保・育成特別委員会)

- ・26年9月17日、理事会において、最近の国等の施策展開を踏まえ、日空衛全体として部門横断的に人材問題について検討する場として、「人材確保・育成特別委員会」を理事会に設置することを決定した。
- ・10月28日、全国会議において、PRビデオ、パンフレットの作成について紹介し、ビデオについては上映を行った。
- ・28年4月14日、人材の確保・育成の基本的方向についての報告書「日空衛人材ビジョン」(仮称)のとりまとめを行った。また、次の取り組みとして、①リクルート用PRビデオ・技能者編の作成、②人材育成・確保に係る取り組み事例集の作成(事例収集済)、③講習会・講師派遣メニューの作成を了承した。
- ・4月20日、理事会において、特別委員会で検討してきた事項について一定の成果物のとりまとめができたことから、同委員会は終了することとし、既設の人材委員会に業務を引き継ぐこととした。

##### > ビジョンWG

- ・27年1月、まず、会員企業の技術者等の状況(女性、高齢世代、外国人等を含む)についてアンケートを実施することとした。
- ・5月12日、委員会を開催した。アンケート結果に基づき、サブテーマを設けて検討を進め、今年度中に人材確保・育成に係る報告書のとりまとめを目指すこととした。
- ・6月、採用等の人事管理のあり方、女性のさらなる活躍の推進、定年退職者(60～64歳)及び高齢者(65歳以上)の活用、外国人の活用、技能者の確保の5テーマに分け、アンケートからの分析、課題・問題点の洗い出し、検討の方向性について審議を

開始した。

- ・ 11月18日、理事会に人材ビジョンのスケルトン案を報告した。
- ・ 28年2月23日、「日空衛人材ビジョン」案のWGとしてのまとめを行った。

#### ➤アクションWG

- ・ 5月、ビデオ、紙パンフをそれぞれ全国会議を目標に作成することとした。
- ・ 6月、ビデオ撮影現場及びインタビュー候補者の選定を進め、概ね整理した。
- ・ 10月、全国会議でPRビデオ、パンフレットを紹介できるよう作業を進めた。
- ・ 11月18日、ビデオ、パンフレットについて理事会で了承。
- ・ PRビデオ、パンフレットは、11月理事会了承後それぞれ各企業会員、団体会員に配布済み。(別添4、28頁)
- ・ 28年3月10日、次のアクションについての項目出しを行った。

(全国会議・女性技術者パネルディスカッション)

- ・ 27年12月17日、全国会議・女性技術者パネルディスカッションについて、ビデオ撮影したものを編集して電子データで会員に配布するとともに、HP上の会員専用サイトでも視聴できるようにした。

## 5 建設キャリアアップシステムの構築

- 1 27年8月6日、国交省が「就労履歴管理システム」(仮称)の構築にむけた官民コンソーシアムを立ち上げ。2017年度の本格運用をめざす。
- 2 10月14日、国交省から「就労履歴管理システム」構築のための官民コンソーシアム・作業グループへの日空衛の参画依頼があった。11月18日理事会の了承を得て、生産システム委員会から委員を推薦し、就任。
- 3 11月4日、「就労履歴管理システム」検討のための第1回作業グループを開催。
- 4 12月2日、第2回作業グループを開催。事務局から同システムの「概要イメージ案」が提示された。
- 5 28年1月6日、国交省・木村建設市場整備課長他と生産システム委員会委員及び事務局とで意見交換会を実施。
- 6 3月29日、国交省・長福労働資材対策室長と基本計画案打合せ。日空衛意見は採



用。また、作業グループに加え、本体である官民コンソーシアムへも日空衛からの参画の要請があった。

7 4月5日、第5回作業グループを開催。基本計画案、開発準備室の設置、システムの名称の決定等について、官民コンソーシアムに諮る原案を決定。

8 4月19日、官民コンソーシアムを開催。森井副会長が委員として参画。基本計画案の承認（別添5、29頁）、開発準備室の設置、「建設キャリアアップシステム」にシステムの名称の決定等を行った。

9 5月16日、開発準備室を立ち上げ。

<日空衛としての主な意見>

- ①費用や現場での負担を考慮して、なるべく簡便なシステムでスタートした方がよい。
- ②直接雇用関係にない上位企業による代行登録は困難（元請ゼネコンがサブコンに代行登録を強要することのないような仕組みにしてほしい）。現場の負担が増えないようにしてほしい。
- ③既存システム（グリーンサイト等）とのデータ交換により、建設事業者の作業負担の増加がないようにしてほしい。

## 6 低炭素社会づくり対応

### 1 地球温暖化の現状

- ・ 平均地上気温は、1906～2005年の間に0.74（0.56～0.92）℃上昇、平均海面水位は20世紀を通じて17（12～22）cm上昇。
- ・ 25年9月27日、気象変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）が公表された。第4次報告以来6年振り。  
「気候システムの温暖化については疑う余地がない」、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の要因であった可能性が極めて高い（確率95%以上）」など、4次評価報告書よりさらに人間活動の影響を厳しくとらえている。  
2100年までの気温上昇は楽観的シナリオで0.3～1.7℃、悲観的シナリオで2.6～4.8℃の上昇の範囲に入る可能性が高い（確率66%以上）としている。
- ・ 26年3月31日、IPCC横浜総会において、第2作業部会報告が公表された。今後予想される気候変動によるリスクを具体的に挙げ、その適応策を示した。
- ・ 4月13日、第3部会報告が公表された。地球の平均気温の上昇を2℃未満（産業革命前と比べ）に抑えるには、2050年までに温室効果ガス排出量を10年比4～7割削減し、21世紀末にはほぼゼロにする必要があるとしている。



- ・ 11月2日、第5次評価報告書統合報告書が公表された。

## 2 政府などの動向

- ・ 省エネ法の省エネルギー基準が見直され、建築物については、25年4月1日から施行（経過期間1年後の26年4月1日から完全移行）。
- ・ 25年3月5日省エネ法改正法案を閣議決定。改正案の主な内容は以下の通り。
  - 電力ピーク対策を実施するため、目的に「電気の需要の平準化に関する所要の措置を講ずる」ことを追加し、題名の「エネルギーの使用の合理化」に「等」を追加。基本方針等及び工場等、建築物等に係る措置に関連改正。
  - 需要家が、BEMS等のエネルギー管理システム、蓄熱式の空調、ガス空調等の活用により電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取り組みが評価される体系にする。
  - トップランナー制度の対象を、水回り設備等の建築材料等に拡大。
- ・ 11月11日、国連のCOP19が開幕。日本は鳩山首相（当時）時に表明した1990年比25%削減の目標を改め、2005年比3.8%減（原発稼働を前提としない。1990年比3%増となる。）の提案を行った。
- ・ 26年4月11日、「エネルギー基本計画」が閣議決定された。第4次計画となるもの。原発については「重要なベースロード電源」と位置付け。また、この中で業務・家庭部門における高い省エネ効果が期待されるものとして、建築物・住宅の省エネルギー化が挙げられている。ネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指す取り組みとして、建築物について、2020年までに新築公共建築物で、2030年までに新築建築物の平均でZEB（ネット・エネルギー・ビル）を目指すこと等が掲げられ、また、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化することが盛り込まれている。
- ・ 6月6日、環境省より「日本国内における気候変動による影響の評価のための気候変動予測について」が公表された。シナリオによるが、2080年～2100年の平均気温が、現在（1984年～2004年平均）より1.1℃～4.4℃上昇すると予測されている。
- ・ 27年1月29日、社会資本整備審議会において、省エネ基準について、現行の届出制度に代え順次義務化を図る方向が示された。
- ・ 3月24日、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出。一定規模以上（2,000㎡以上を予定）の非住宅建築物の省エネ基準適合化及び一定規模以上（300㎡以上を予定）の建築物の省エネ計画届出義務などを定める。適合義務等は公布から2年以内に施行（2017年4月1日施行をめざす）（別添6、30頁）。
- ・ 25年に改正された「フロン排出抑制法」が4月1日全面施行された。業務用冷凍空調機器の管理者（所有者、使用者等）に機器の点検義務や算定漏えい量の報告などの義務が

新たに適用になるなどの内容。

- ・ 4月28日、経産省が2030年のエネルギー需給構造の見通しを発表。省エネでエネルギー消費量を13%減とし、この内の電力需要については、電源構成を見直すとともに省エネで17%減とする見通しを発表。
- ・ 4月30日、電源構成の見直し等を踏まえ、温室効果ガスを2030年までに2013年比で26%削減する政府案を公表。
- ・ 6月2日、政府の地球温暖化対策推進本部で上記目標を了解。
- ・ 7月1日、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が成立した。
- ・ 7月16日、「長期エネルギー需給見通し」を正式決定した（内容は4月28日発表と同じ）
- ・ 11月30日～12月13日、COP21が開催され、2020年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択された。長期目標として気温上昇を2℃未満に抑制し、さらに1.5℃未満に収まるよう努力すること、すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が合意された。
- ・ 12月22日、政府は、パリ協定を踏まえ、わが国が約束した2030年度までに温室効果ガスを2013年度比26%削減する目標達成のための「地球温暖化対策計画」を今春に策定することした。中央環境審議会・産業構造審議会の合同会議を中心に検討。
- ・ 28年5月13日、「地球温暖化対策計画」を閣議決定。「業務その他部門」（商業・サービス・事業所等）では、2030年度までに2013年度比約4割のCO<sub>2</sub>削減が必要とされている。

### 3 日空衛の取り組み

- ・ 低炭素社会対応委員会（阿部委員長）で、空衛業界の実績と役割を説明した資料「更なる低炭素社会の実現に向けて」を作成し、22年10月の鹿児島市の全国会議で発表。一般向けに、空衛業界の低炭素への取り組みを説明したパンフレット「低炭素社会の実現に向けて」を23年8月に作成し、23年10月の函館市の全国会議で発表。
- ・ 日空衛会員ホームページで、省エネ・リニューアル委員会（是常委員長）取り纏めの「部分負荷特性データ」の提供。
- ・ 24年の19回全国会議で、低炭素社会対応委員会が「CO<sub>2</sub>削減の具体的成果を25年度以降段階的に発表していきたいこと、そのために会員企業に対してCO<sub>2</sub>削減量を調査していくことを視野に入れていきたいこと」を述べたアピールを発表。
- ・ 低炭素社会対応委員会においては、空調衛生設備について、建設段階、運用段階等の各ステップでCO<sub>2</sub>排出量や削減量の把握について検証し、日空衛として対外的に提示できるアウトプットを検討している。今年度、パンフレット「低炭素社会の実現に向けて」の改訂を予定。



着工・竣工時期調査について

○着工時期について

- ・(全般) 公共、民間を通じ、全般的に第1四半期の着工量は比較的多い。
- ・(公共) 全般的に第1四半期が高め。国は第2四半期が、地方公共団体は第1四半期が最も多い。  
国：年度によってバラツキがあるが、第1四半期30%程度。第2四半期がピーク。(25年度に第1四半期低めなのは、当初予算成立の遅れが原因か)  
地方公共団体：第1四半期がピーク。40%程度。年度によるバラツキが少ない。
- ・(民間) 第1四半期がピーク。36~37%。バラツキが少ない。

○竣工時期について

- ・(全般) 公共、民間を通じ、全般的に第4四半期の竣工量が多い。
- ・(公共) 全般的に第4四半期に集中している。  
国：年度によってバラツキがあるが、60%程度は第4四半期。  
地方公共団体：第4四半期への集中度が高い。バラツキも少なく70%程度。
- ・(民間) 48%程度が第4四半期に集中。バラツキも小さい。

○まとめ

- ・着工時期は、第1四半期の量が比較的多く、各企業も第1四半期が閑散期という実感はないとの認識。
- ・竣工時期が公共、民間とも第4四半期への集中度が非常に高い。そもそも同時期に集中するのみならず、建築工事の最終工程を担当する設備工事にとっては、躯体工事に遅れが目立つ最近の状況から、第4四半期の3ヶ月の間でも短期集中的な対応を余儀なくされており、第4四半期は量的にも期間的にも極めてタイトな立場に置かれている。
- ・設備工事は民間工事の割合が高いため、民間工事の年度末集中が大きく影響。公共工事の平準化だけで解決しないのが実状。
- ・既に施工時期の平準化に取り組んでいただいているが、公共工事における竣工時期の年度末集中の緩和を先導的にお願いするとともに、民間発注者に対しても、国等から竣工時期についての適切な配慮を要請していただくようお願いしたい。



## 公共工事・民間工事の着工・竣工時期 調査結果(平成23年度～25年度)

(一社)日本空調衛生工事業協会

### 【 国 】

年 度		着工(工期:首)					竣工(工期:末)				
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	小計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	小計
平成23年度	件数	59	41	40	33	173	14	30	33	103	180
	比率%	34.1%	23.7%	23.1%	19.1%		7.8%	16.7%	18.3%	57.2%	
平成24年度	件数	62	55	42	46	205	20	29	36	101	186
	比率%	30.2%	26.8%	20.5%	22.4%		10.8%	15.6%	19.4%	54.3%	
平成25年度	件数	45	94	36	36	211	18	23	37	148	226
	比率%	21.3%	44.5%	17.1%	17.1%		8.0%	10.2%	16.4%	65.5%	
計	件数	166	190	118	115	589	52	82	106	352	592
	比率%	28.2%	32.3%	20.0%	19.5%		8.8%	13.9%	17.9%	59.5%	

### 【地方公共団体】

年 度		着工(工期:首)					竣工(工期:末)				
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	小計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	小計
平成23年度	件数	70	44	23	24	161	7	15	24	107	153
	比率%	43.5%	27.3%	14.3%	14.9%		4.6%	9.8%	15.7%	69.9%	
平成24年度	件数	55	38	33	20	146	19	13	10	101	143
	比率%	37.7%	26.0%	22.6%	13.7%		13.3%	9.1%	7.0%	70.6%	
平成25年度	件数	78	48	33	28	187	12	14	26	117	169
	比率%	41.7%	25.7%	17.6%	15.0%		7.1%	8.3%	15.4%	69.2%	
計	件数	203	130	89	72	494	38	42	60	325	465
	比率%	41.1%	26.3%	18.0%	14.6%		8.2%	9.0%	12.9%	69.9%	

### 【 民間工事 】

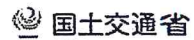
年 度		着工(工期:首)					竣工(工期:末)				
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	小計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	小計
平成23年度	件数	1,326	968	680	554	3,528	417	657	718	1,702	3,494
	比率%	37.6%	27.4%	19.3%	15.7%		11.9%	18.8%	20.5%	48.7%	
平成24年度	件数	1,204	943	709	526	3,382	509	742	634	1,723	3,608
	比率%	35.6%	27.9%	21.0%	15.6%		14.1%	20.6%	17.6%	47.8%	
平成25年度	件数	1,195	927	690	539	3,351	505	671	698	1,805	3,479
	比率%	35.7%	27.7%	20.6%	16.1%		14.5%	19.3%	20.1%	46.1%	
計	件数	3,725	2,838	2,079	1,619	10,261	1,431	2,070	2,050	5,030	10,581
	比率%	36.3%	27.7%	20.3%	15.8%		13.5%	19.6%	19.4%	47.5%	

#### 調査内容等

- ・調査対象者 : 当協会の会員企業9社のアンケート調査の回答を纏めたものです
- ・対象工事 : 管工事(空調和衛生設備工事)の工期が6ヶ月以上の工事
- ・調査対象年度 : 平成23年度から平成25年度の3ヶ年度の工事
- ・アンケート調査期間 : 平成26年12月19日～平成27年1月30日

別添3 社会保険未加入対策（28年度）

平成29年度の目標達成に向けた今後の取組方針



<p><b>1. 社会保険加入に向けた対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元請企業による加入指導の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討</li> </ul> </li> <li>○ 公共工事における社会保険未加入企業の排除             <ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討</li> <li>・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請</li> </ul> </li> <li>○ 未加入の建設業許可業者の「見える化」             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>2. 法定福利費の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査による見積書の活用徹底</li> <li>・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底（下請指導ガイドラインの改訂）</li> </ul> </li> <li>○ 見積書に関する周知・啓発の徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催</li> <li>・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実（簡易版の作成等）</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>3. 加入すべき対象の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底</li> </ul> </li> <li>○ 未加入の労働者の扱いについて明確化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>4. 相談体制の充実、周知・啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国社会保険労務士会連合会との連携強化                 <ul style="list-style-type: none"> <li>①各都道府県単位での相談窓口の設置</li> <li>②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等</li> </ul> </li> <li>・Q&amp;Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化</li> </ul> </li> <li>○ 周知・啓発の徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知</li> <li>・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催</li> </ul> </li> </ul>

社会保険未加入対策取組のスケジュール【P】



【備考】

<p>平成28年度 6月頃 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 公共工事における社会保険未加入企業の排除             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓地方公共団体の発注工事において未加入企業の排除を図ることを入札法に基づき要請</li> </ul> </li> <li>□ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓立入検査による見積書の活用徹底</li> <li>✓再下請負についても活用徹底（下請指導ガイドラインの改訂）</li> </ul> </li> <li>□ 加入すべき対象の明確化、周知・啓発の徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓未加入の労働者の扱いについて明確化</li> <li>✓一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底に向けた周知</li> <li>✓就労形態に応じ加入すべき適切な保険について</li> </ul> </li> <li>□ 相談体制の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓全国社会保険労務士会連合会との連携の強化</li> <li>✓Q&amp;Aの充実等既存の相談体制の強化</li> </ul> </li> </ul>
<p>7月頃 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 法定福利費を内訳明示下見積書に関する周知・啓発             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓研修会の開催</li> <li>✓見積書の作成手順の充実（簡易版の作成等）</li> </ul> </li> <li>□ 社会保険未加入対策に係る説明会の全国での開催</li> </ul>
<p>平成29年度 4月 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 元請企業の下請企業に対する指導責任の強化（検討中）</li> <li>□ 公共工事における社会保険未加入企業の排除             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓直轄工事における2次以下の対策（検討中）</li> </ul> </li> <li>□ 「建設業者等企業情報検索システム」に加入状況の情報を追加（準備が整い次第）</li> </ul>

目標年次到来を受け、目標の達成状況を評価



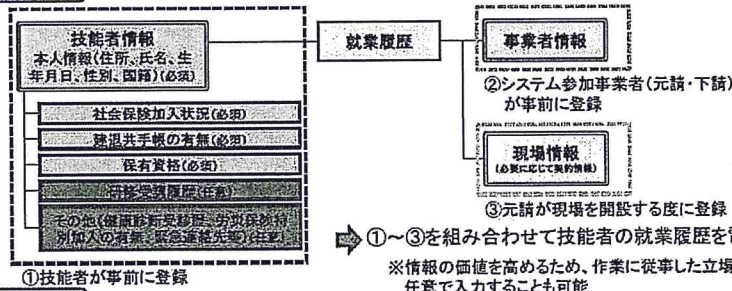
## 基本計画書(案)の概要

資料2-3

### 1. システムの基本方針

- 技能者の資格や就労実績を業界統一のルールで蓄積するシステムとし、全ての技能者の登録を目指す。
- 技能者の処遇改善等の目的に必要な情報に特化した、簡易で低コストな仕組みの構築・利用を目指す。その際、既存民間サービスと重複しないよう留意。
- 登録する情報は必須のものとは任意のものに区分し、必須情報は必要最小限のものとする。
- 技能者本人及び所属事業者が希望した範囲内で、蓄積された情報を業界内で横断的に利用。
- システムに蓄積される技能者の情報の真正性を確保。

### 2. 登録する情報



### 3. 情報の閲覧

- 入場中の現場の元請・上位下請企業
- システムに登録した他の建設事業者(技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内)

### 4. カードの発行

- 技能者情報の登録にあわせ、技能や資格に応じて色分けしたカードを発行

### 5. システムの展開スケジュール

- 平成29年4月からの登録開始、平成29年8月からの本運用開始を目指す
- 大規模な工事等を先行して段階的に対象を拡大。運用開始後1年で100万人の登録、運用開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。



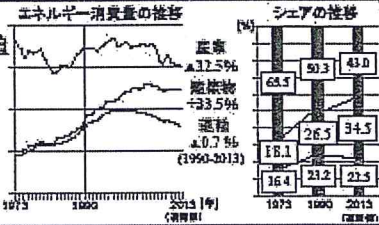


●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・緊急性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
  - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

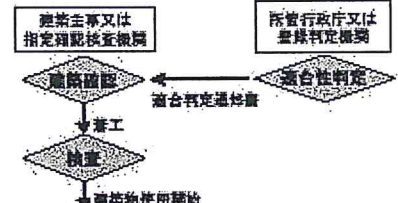
規制措置

特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の判定を受ける義務
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令: 200㎡)

※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務

<省エネ基準に適合しない場合>  
必要に応じて所管行政庁が指示・命令

住宅事業建築主\*が新築する一戸建て住宅

\*住宅の専断を要して行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する販売戸住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

<住宅トップランナー基準に適合しない場合>  
一定数(政令: 年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令

奨励措置

エネルギー消費性能の表示

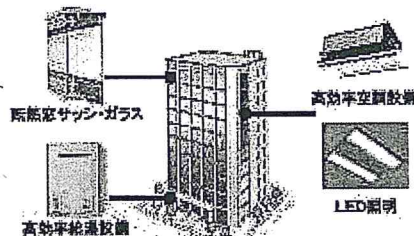
建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、登録率特例

新築又は改修の計画が、関連基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、登録率の特例\*を受けられる。

\*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

【省エネ性能向上のための措置例】



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

平成 28 年 4 月 1 日

社会経済情勢の変化を踏まえ、建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令を改正する必要があります。

### 2. 政令改正の概要

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,000万円から4,000万円に、それぞれ引き上げます。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様の引上げを行います。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げます。

### 3. スケジュール

- ・閣議日：平成28年4月1日(金)
- ・公布日：平成28年4月6日(水)
- ・施行日：平成28年6月1日(水)



「日空衛 人材ビジョン」の概要

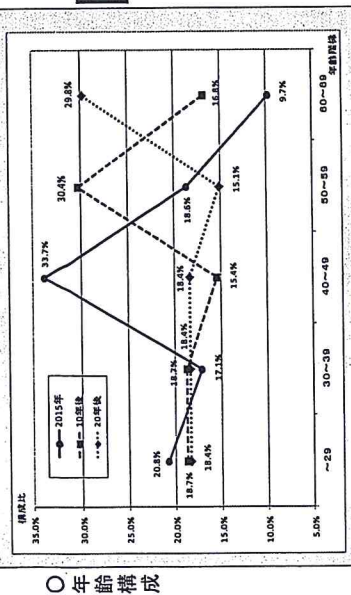
<p>人事管理のあり方(第7章) ＜第7章＞</p>	<p>人材確保・育成の必要性と課題(第2章～第6章) ＜第2章＞</p>	<p>人材確保・育成の課題への対応(第2章～第6章) ＜第7章＞</p>
<p>○ 年齢構成</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 若年層技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 高齢者</p> <p>○ 外国人技術者</p>	<p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p>
<p>○ 年齢構成</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p>
<p>○ 年齢構成</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p>
<p>○ 年齢構成</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p>
<p>○ 年齢構成</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p> <p>○ 女性技術者</p>	<p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p> <p>○ 女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念</p>

＜第1章＞

＜第2章＞

＜第3章＞

＜第7章＞



○ 若年層技術者

今後20年で、20歳台の人口は20%減少。建設業就業者は過去15年間で入職率が60%減少。厳しい環境での人材確保が求められる

これからは、産業界あるいは建設業の業種間でも人材獲得競争が予想される

若年層を現状並みに確保できないと、業界そのものが「少子高齢化」産業に陥る

○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

能力を発揮できる職種は多数あり、働き方に合わせた支援により確保が可能

女性の活躍は、組織に多様性をもたらし、活性化させるとともに、女性が働きやすい職場環境づくりは社員全員が働きやすい環境整備につながる

採用希望者が少ない、ライフイベントがハンディキャップとなって定着率が低いなどの課題

○ 高齢者

60歳から64歳までは再雇用制度などの下で既に活用が進むが、多様な職務の用意がない

65歳以上については、まだ継続雇用は限定的

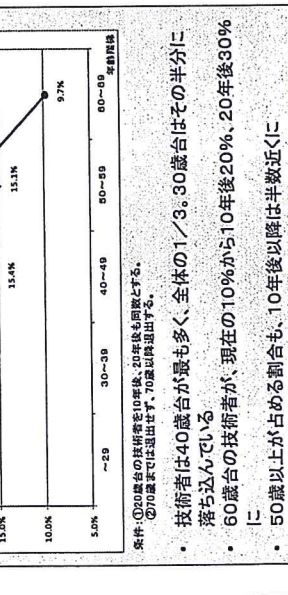
今後、世代間のバランスに寄与する働き方が求められる

健康、体力面での配慮の増大、企業側からみた人件費の増大、高齢者側からみた給与減によるモチベーション低下などが課題

○ 外国人技術者

海外支店等の幹部候補、日本人技術者の不足への対応、企業内の多様性の確保などから期待

言葉、習慣の違い、有している技術の活用方法などで手探りの部分が多い



○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る

○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る

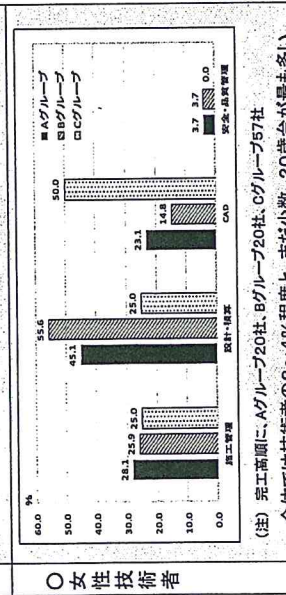
○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る



○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る

○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る

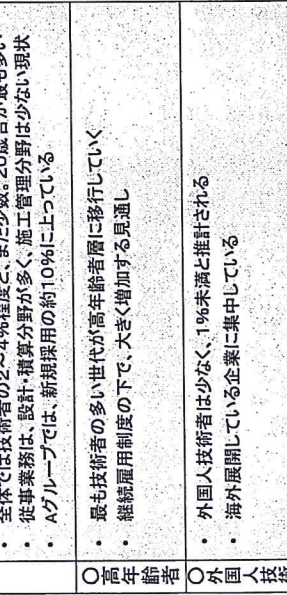
○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る



○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る

○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る

○ 女性技術者

女性技術者の採用を増やさない、将来、技術者が不足する懸念

結婚、出産、育児等のライフイベントがハンディキャップにならないよう環境整備を行う

勤務時間の短縮や休日の確保等のワークライフバランスの整備で定着率の向上を図る

区別のない採用、ポジティブアクションによる女性登用、キャリアパスの提示などによるモチベーションアップを図る

技能者不足を軽減した企業

社名	社数	比率
1. ある	27	69%
2. ない	9	23%
3. わからない	3	8%
計	39	100%

○ 技能者

高年齢化により既に技能者不足が顕在化し、若手技能者の入職確保は不可欠

入職しても、2～3年で約50%が離職する現状があり、定着のための対応も重要

多くの熟練技能者の退職が見込まれる中で、若手に技能を伝承し、育成を図る必要あり

○ 技能者

高年齢化により既に技能者不足が顕在化し、若手技能者の入職確保は不可欠

入職しても、2～3年で約50%が離職する現状があり、定着のための対応も重要

多くの熟練技能者の退職が見込まれる中で、若手に技能を伝承し、育成を図る必要あり

○ 技能者

高年齢化により既に技能者不足が顕在化し、若手技能者の入職確保は不可欠

入職しても、2～3年で約50%が離職する現状があり、定着のための対応も重要

多くの熟練技能者の退職が見込まれる中で、若手に技能を伝承し、育成を図る必要あり



事務庁舎 工程表

2015/09/07作成

着工 2015年4月1日  
竣工 2016年12月20日  
日数 630 工期率 100

工 事 概 要  
建築面積 1,000.0㎡ 延床面積 6,040.0㎡  
地上 RC造, 地下 RC造  
階数 地上5F, 地下1F, PH1F

日建連適正工期

